要望書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策に関する要望を 別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におか れましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたし ます。

令和7年11月

全 国 市 議 会 議 長 会 会 長 丸 子 善 弘 (山形市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会 委員長 薄井宏安 (ひたちなか市議会議長)

目 次

【第120回評議員会 決議】

1	多様な人材の市議会への参画促進及び	
	地方議会の権能強化に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	地方税財源の充実確保及び地方創生・	
	地方分権の推進に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・	
	減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
【第	172 回地方行政委員会 議決事項】	
1	地方創生の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2	参議院選挙における合区の解消について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3	政治分野における男女共同参画の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4	消防防災体制の充実強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
5	過疎地域の持続的発展について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
6	広域連携施策の推進等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
7	自治体DX推進への支援等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
8	基地対策関係予算の確保等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
9	治安対策の強化等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
10	領土・主権対策等について	28
11	日米地位協定の抜本的な改定及び	
	在沖米軍基地の負担軽減について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
12	人権救済制度の確立について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

1 多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会 の権能強化に関する決議

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、 これからの市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか 疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会 を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題である。

また、令和5年4月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速化や超高齢化の進展などにより、議員のなり手不足が多くの市に広がることが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提案能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、不断の議会改革により、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組み、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

記

1 地方自治法改正の周知と主権者教育の推進

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、 令和5年4月の地方自治法改正により、地方公共団体の重要な意 思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化されたこと について十分に周知を図ること。

また、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材

の市議会への参画促進にも資する主権者教育を一層推進すること。 そのため、現在、中央教育審議会で改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」 について明記するとともに、出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し支援を行うこと。

2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めていることから、 若者や女性を含む幅広い会社員層が市議会の議員に立候補しやすい、また、多様な働き方を活用しながら議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るための取組を進めるとともに、労働基準法をはじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的 に恵まれた者でなければ、兼業しないと生計困難に陥りかねない 実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現 実的には困難な場合が多く、会社員が議員になった場合は兼業を 前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先 から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を 補塡する所得損失手当(仮称)の創設を検討すること。

(育児手当の創設)

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、 育児手当の支給を可能とすること。

5 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修の実施や相談体制の整備等の取組に対し支援を行うこと。

6 地方議会のデジタル化の促進

- (1) 議会の情報発信、議員に対するタブレット端末の配布、議事の 自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタ ル化への取組について技術的・財政的な支援を充実すること。
- (2) 感染症のまん延や大規模災害の発生により本会議を開催することが困難な場合にオンライン開催を可能とするとともに、出産・育児、介護、疾病等の事情により本会議に出席することが困難な場合においても本会議へのオンライン出席を可能とするなど、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

7 選挙制度の見直し

統一地方選挙における統一率が低下傾向にある中で、有権者が 地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な 人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配 慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約す る仕組みを検討すること。 あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市の議員の候補者を寄付金控除の対象とすることについて検討すること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー 化など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提案能力の涵養に資する研修会の開催、有識者等との連携、公立図書館や大学図書館等との連携を 含めた議会図書室の充実
 - ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、その他市民との連携の強化

9 地方議会の権能強化

(1) 議長への議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

(2) 議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処分に係る面積・金額の要件」について、各地域の実情や、議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

(3) 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権 を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、 議会の予算に対する関与を強化すること。

(4) 再議(一般的拒否権)の対象の明確化

地方自治法第 176 条第 1 項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

(5) 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決(不同意)した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

(6) 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、 突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会 が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和す ること。

(7) 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治 法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価 し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公 表すること。

また、各省庁は地方議会が提出する意見書をオンラインで受理できるようにするとともに、その旨を周知すること。

以上決議する。

令和7年11月5日

全国市議会議長会

2 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進 に関する決議

我が国は、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかっている状況にある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、こども・子育て政策の強化、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和8年度地方財政対策について

- (1) 地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題 や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸び を十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な 地方税・地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補塡については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。
- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

2 令和8年度税制改正について

- (1) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、 地方税制を拡充強化すること。その際、税源の偏在性が小さく、 税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- (2) 個人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税であることから、その充実確保を図ることとし、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

なお、所得税・個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合であっても、地方交付税原資の減少分も含め、代替となる恒 久財源を確保すること。

- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税財源を安定的に確保できるようにすること。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の減収に対する代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

- (5) ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- (6) 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現 行制度を堅持すること。

3 地方創生の推進等

(1) 地方創生の着実な推進等

「地方創生 2.0 基本構想」に掲げた「目指す姿」の実現に向けて、関連施策を着実に推進するとともに、総合戦略の策定及び「地域未来戦略」の推進に当たっては、地方の意見を十分に反映し、関係予算を安定的に確保すること。

(2) 東京一極集中の是正

どこに住んでいてもその地域の魅力を享受しながら豊かに暮らせる社会をつくり、東京圏から地方への人の流れを生み出すため、地方への移住や企業移転、関係人口の増加等の関連施策に加え、魅力ある働き方・職場づくりを進め、男女を問わず若者が、積極的に地方での生活を選択できるよう実効性のある施策を展開すること。

(3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充すると ともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町 村に配慮すること。

4 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・ 権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌基準化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における 議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえつつ、万全の対策を講じること。

特に、システム移行経費等に対して全額国費による補助を行う「デジタル基盤改革支援補助金」については、移行作業に必要な額を確実に措置するとともに、移行後の運用経費については大幅な増加が懸念されることから、国が主体となって実態を把握し、地方の負担増とならないよう配慮すること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和7年11月5日

全国市議会議長会

3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・ 減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。昨年1月1日には「令和6年能登半島地震」が発生し、今もなお、能登地方を中心に多くの住民が不自由な生活を強いられており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、既に本年においても台風の襲来や線状降水帯の発生により、全国各地に深刻な被害がもたらされている。こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震 改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強 化を図ること。
- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、 十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、 除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備 など、雪害対策の推進を図ること。

3 土石流対策の強化について

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用について、地方公共団体が行うパトロールなど、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、第1次国土強靭化実施中期計画に基づき、令和8年度以降も各種施策を切れ目なく実施すること。また、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、十分な財源を確保すること。
- (3) 上下水道をはじめとするインフラの防災・老朽化対策への財政支援の一層の強化を図ること。

特に、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興 までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、 地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額 の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、上下水道やその他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便 性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を 図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良 復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策 が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速 やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、 国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在すること から、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設 計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給 額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の 整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やか な配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善が図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、 災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政 支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための 二重偏波気象ドップラーレーダーの設置及び迅速な地震速報や 津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策につい て十分な財源を確保すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を 踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対 策の強化を図ること。

以上決議する。

令和7年11月5日

全国市議会議長会

1 地方創生の推進について

地方自治体では、これまで地方創生に係る施策の推進に努めてきたところであるが、若者や女性が地方から流出し東京圏に集中する流れは変わらず、加えて想定を超える人口減少により地方の産業衰退や日常生活に必要なサービスを維持することが課題となっている。

我が国の活力を取り戻すためには、本年6月に閣議決定された地方創生2.0の基本構想や地域未来戦略の着実な推進を図るとともに地方に対する国民の意識の変容を促すことが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 魅力ある地域づくりの促進

- (1) どこに住んでいてもその地域の魅力を享受しながら豊かに暮らせる真の多極分散型社会をつくるため、若者や女性にも魅力ある働き方・職場づくりや社会変革・意識改革を進めるための施策ならびに地域における日常に必要なサービスを持続的に提供できる体制を整備するための施策を講じること。
- (2) 豊かな自然環境や文化資源といった地域の潜在能力を活用した雇用の場を創り出すため、地域独自の魅力をいかした新たな産業の形成や高付加価値化により、地方の稼ぐ力を高めるための支援を強化すること。
- (3) 地方自治体による地方創生の取組をより実効性のあるものとする ため、地方創生交付金制度の拡充や使途の弾力化を図るとともに、 多岐にわたる人口減少対策に対する新たな財政支援についての検討 を行うこと。

2 地方移転等の促進

- (1) 過度な東京圏への一極集中を是正し、地方への人の流れを促すため、政府関係機関の地方移転と企業・大学の地方分散を促進する取組を積極的に推進すること。
- (2) 都会から地方への人の流れを促し、移住・定着につながるととも に地域活性化に資する「地域おこし協力隊」の更なる成果を上げる ため、任期終了後の定着に向けたより一層の支援策を講じること。
- (3) 地方における雇用の創出を促す地方拠点強化税制の適用期限を延長するとともに、制度の拡充を図ること。
- (4) 人口減少下においても多様な人材が地域と関わりを持ち、その活力を高めることができるよう「関係人口」の拡大に向けた支援を拡充すること。

3 地域における多文化共生の推進

今後、外国人住民が一層増加していくことが予想されることから、 地方自治体が整備、運営する多言語による行政・生活情報の提供、相 談体制の一元的窓口等外国人受け入れに係る環境整備に対する財政 支援を拡充すること。

4 孤独•孤立対策

- (1)「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金等の財政措置を拡充するとともに、孤独・孤立対策に活用可能な補助金・交付金や活用事例について、地方自治体に情報提供すること。
- (3) 孤独・孤立対策においては、市区町村と都道府県との連携及び都 道府県による後方支援が必要であることから、孤独・孤立対策全般 に係る都道府県と市区町村の役割分担を明確化するとともに、標準 的な連携モデルを提示すること。

5 物価高騰・関税対策

物価高騰に対応するため、今後の経済状況等も踏まえ、現金給付や 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの直接的な支援を拡充 するとともに、エネルギー・食料品等の補助金拡充等を通じた一層の 価格抑制施策を拡充すること。

また、米国の関税措置について今後も米国の動向に注視しつつ、対策に万全を期すこと。

2 参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来一貫して都道 府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成 28 年参議院選挙において、鳥取、島根、徳島、高知の4県を対象とする初の合区による選挙が実施された。その後、比例区に「特定枠」が設けられたが、令和7年7月に実施された参議院選挙では、合区4県のうち3県の投票率が全国平均を下回り、徳島県が全国最低を記録するなど、有権者の政治関心度の低下が続いている。

人口のみで単純に区割りを決定する合区による選挙は、住民意思を適切に代表する制度とは言えず、今後、大都市と地方の人口格差が拡大した場合に、更に合区対象県が増えることも懸念される。

よって、国においては、我が国の民主主義と地方自治を守るため、合 区を早急に解消し、都道府県単位の代表が国政に参加することが可能な 選挙制度となるよう強く要望する。

3 政治分野における男女共同参画の推進について

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律が、令和3年6月16日に公布・施行され、政党、国、地方自治体のほか、衆参両院、都道府県、市町村の各議会がそれぞれ政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組む関係機関として明示された。また、各議会において関連する実態調査や環境整備、相談窓口の設置、人材の育成等が義務付けられており、今後、各種施策の積極的な展開が求められている。

現在、国においては、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた検 計が進められているところであるが、地方自治体の政治分野における男 女共同参画の推進に関する取組を実効性のあるものとするため、必要な 法制上の措置のほか、所要の財政支援を行うよう強く要望する。

4 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻、山火事等による大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命、身体、財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているが、今後発生が危惧される大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

また、多発する大規模林野火災を踏まえ、必要な車両・資機材の整備等に加え予防・警報のあり方を含めた体制の強化に向け必要な支援を行うこと。

2 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に不可欠な消防救急無線の運用に係る諸課題へ対応するため、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及び維持管理経費に対する財政措置を充実強化すること。

3 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の処遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを 図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動 を充実強化すること。

5 災害備蓄品等の整備

各自治体の災害備蓄品の購入費用に対する財政措置の対象を拡大するとともに、継続的なものとすること。

また、大規模災害時に衛生的で安全なトイレ環境を確保するため、 市町村独自では整備することが困難なトイレカー(トイレトレーラ ー)について、全国を網羅するよう広域的な整備を図ること。

5 過疎地域の持続的発展について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、食料、水及びエネルギーの 安定的な供給機能を有するとともに、豊かな自然や歴史・文化を有し、 国土・自然環境の保全や森林による地球温暖化防止等に大きく貢献して いる。

一方、過疎地域では、人口の減少、少子高齢化の進展など厳しい情勢が長期にわたり継続しており、多くの集落が消滅の危機に瀕していることから、総合的な支援が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実等

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対 策事業債の所要額確保とともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財 政運営が可能となるよう財政支援を拡充・強化すること。

また、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤の確立、多様な 主体の協働による地域社会の活性化等総合的な過疎対策の充実強化を 図ること。

2 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

6 広域連携施策の推進等について

人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中にあって、地域の持続可能性を高めるためには、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、市町村間の広域連携をはじめ、自主的な市町村合併、都道府県による補完等の多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できることが有効である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 広域連携施策の推進

- (1) 定住自立圏・連携中枢都市圏や一部事務組合、広域連合など事務の共同処理制度等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、今後も地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう対象要件の更なる緩和を図ること。
- (2) 定住自立圏・連携中枢都市圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、構成市が担う役割に応じて適切な財政措置を講じること。

2 合併市町村に対する財政措置の充実

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付 税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を 行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算 定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

7 自治体DX推進への支援等について

地方自治体においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、地方自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づき、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などデジタル社会の構築に向けた取組を進めている。これらの取組には、それぞれ目標年度が定められているが、円滑に実施するためにも、各地方自治体の現状に応じて十分な支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 自治体DXの推進

(1) 各地方自治体のデジタル化の現状を十分に把握し、システム導入 ・維持・更新に際しては、地方自治体のニーズに即した財政支援を 行うこと。

また、各地方自治体のデジタル人材の確保・育成に向けた支援を拡充すること。

- (2) A I (人工知能)・R P A (ロボティック・プロセス・オートメーション)等の全国的な共同運用・共同利用を積極的に推進すること。
- (3) 情報セキュリティを取り巻く脅威は変化しており、各地方自治体が取り組むセキュリティ対策に継続的な支援を行うこと。

2 マイナンバー制度に係る取組強化

(1)マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報 保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービ ス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。 なお、利用範囲の拡大により地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

- (2) マイナンバーカードと各種免許証等との一体化など国民が利便性 向上を実感できる取組について、関係機関との適切な連携により、 確実な実現を図ること。
- (3) マイナンバーカードの利用拡大に当たり生じている誤交付や誤登録事案に関して、国民の幅広い理解と信頼を得るため、各省庁、地方自治体及び関係事業者が一体となったチェック体制や誤った情報紐付けの防止を担保する制度の構築に取り組むこと。

8 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上など諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、基地関係市町村の財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の所要額確保

固定資産税の代替的性格及び基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、更なる補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であることから、所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

訓練空域周辺住民の日常生活への悪影響に鑑み、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

9 治安対策の強化等について

近年、社会情勢の変化に伴い犯罪が極めて複雑・多様化しており、インターネットを利用した犯罪の増加や匿名・流動型犯罪グループによる事件が続発しているとともに、犯罪に占める再犯者の割合が高くなっている。

治安対策に加え、高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生する など交通安全対策も課題となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1)暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 防犯カメラや防犯街灯の設置・管理等に対する継続的な財政措置を講じること。
- (3) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための 人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関 係者との連携・協力を図ること。

2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し財政的支援を行うこと。

10 領土・主権対策等について

戦後長い年月を経た現在においても、我が国には依然として領土問題が存在している。領土問題は、国家の主権にかかわる重大事項であり、 一日も早い平和的解決が望まれる。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 北方領土返還

- (1) 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- (2) 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約 を受けている北方領土隣接地域の疲弊解消のための内政措置の充実 を、国の責任のもと速やかに実施すること。

2 竹島の領有権確立

我が国の主権を無視し、国際社会に向けて領土権を既成事実化しようとしている大韓民国に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島の領有権に関し、より一層の国民の関心を高めるため、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピール等の対策を強化すること。

3 北朝鮮による拉致問題の早期解決

北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに拉 致問題の真相究明に向け、国際情勢に鑑みて、時機を逸することなく、 国を挙げて全力で取り組むこと。

11 日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減について

米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊に加え、米兵等による事件・事故が繰り返されるなど、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は常に恐怖と危険にさらされている。

これまで在日米軍基地から派生する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や地方自治体は、繰り返し厳重に抗議及び要請を行い、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は裁判権の行使に関する運用の見直しなど、日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の 運用改善による対応では限界があり、抜本的に改定することが不可欠と なっている。

よって、国においては、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、 「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」が図られるよう強く要望する。

12 人権救済制度の確立について

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待など人権侵害が繰り返されている。

また、インターネットを悪用した人権侵害に加え、えん罪被害も大きな社会問題となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 人権救済制度の確立

人権問題の解決に向け、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立すること。

2 えん罪被害者救済

えん罪被害者救済のため、再審請求審における証拠開示や再審開始 決定後の速やかな審理開始、再審請求手続に関する規程の整備など、 再審制度の適正化を図るとともに、えん罪が疑われる事案について速 やかに対応すること。